

# 結城市障害者福祉センター利用に関するガイドライン

(令和3年10月1日版)

結城市 保健福祉部 社会福祉課  
(社福) 結城市社会福祉協議会

結城市障害者福祉センターの利用にあたっては、結城市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の他、このガイドラインに基づき利用してください。

特に、新型コロナウイルス感染症等のクラスター発生を予防するため、3密(密閉・密集・密接)の防止をお願いいたします。

当施設は、心身に障害を持つ方が利用している施設であり、持病や基礎疾患をお持ちの方も多くいらっしゃいます。このような方は、ウイルス等に感染すると重症化しやすい傾向にありますので、ウイルス等の持ち込み防止に万全のご協力をお願いいたします。

## 1. 利用対象者

市内に居住する次に掲げる方(①は市外利用者も含む)

- ①結城市社会福祉協議会多機能型事業所(以下、「多機能型事業所」という。)利用者
- ②障害を持つ方及びその家族
- ③障害者関係団体及び奉仕活動に携わる方
- ④市民の福祉の向上に寄与すると認められる方 等

## 2. 利用の見合わせ

以下の事項に該当する方は、利用を見合わせてください。

- ①体調がよくない場合(発熱、風邪、咽頭痛などの症状のある方)
- ②同居家族や身近な人に、ウイルス等の感染が疑われる方がいる場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域への渡航又は、当該在住者との濃厚接触がある場合

## 3. 守っていただく事項

- ①多機能型事業所以外の利用者は、利用者名簿を提出してください。
- ②必ず、正しくマスクを着用してください。

- ③施設への入退場には、手指のアルコール消毒をお願いします。また、こまめな手洗い・アルコール消毒に努めてください。
- ④施設へ入場する場合は、必ず体温を測定し、37度を超える場合には、入場を控えてください。
- ⑤室内では、こまめに（30分に1回以上部屋の空気の入れ替わる様に）換気を行ってください。
- ⑥密な状態にならないよう、他の利用者との距離を2m以上確保して下さい。
- ⑦大きな声での発声や、マスクを外しての近接した距離での会話等は避けてください。
- ⑧なるべく短時間での利用に努めてください。
- ⑨食事を伴う場合は、対面とならないよう、席の配置に配慮してください。

#### 4. その他

- ①利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設の管理者まで、速やかに濃厚接触者の有無を報告して下さい。
- ②利用者全員がいばらきアマビエちゃんの登録を済ませているか必ず確認して下さい。
- ③施設の視察・見学につきましては、障害者福祉センター事務所までお問い合わせください。

問い合わせ先

障害者福祉センター事務所

電話 0296-33-9700